

# 知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2026・3・10

## 大学等における産学連携 実施状況を報告 (文部科学省)

文部科学省は、「令和6年度大学等における産学連携等実施状況」を公表した。

それによると、研究資金等の受入額（共同研究・受託研究・治験等・知的財産）は、約5,313億円と、前年度と比べて約593億円増加（12.6%増）した。

民間企業との共同研究をみると、「研究実施件数」は32,093件と、前年度と比べて907件増加（2.9%増）し、「研究費受入額」は約1,065億円と、前年度と比べて約37億円増加（3.6%増）した。

知的財産権等による収入額は、約72.6億円と、前年度と比べて約9.5億円減少（11.5%減）。知的財産権等による収入額の内訳をみると、「特許権（約52.2億円）」が全体の71.9%を占めている。続いて、「マテリアル（約9.8億円）」が13.5%、「その他（ノウハウ等）（約6.5億円）」が8.9%、「著作権（約3.0億円）」が4.1%となっている。

## 標準必須特許 (SEP) を専門に調停 国際特許紛争を迅速に解決 (東京地裁)

東京地方裁判所は、標準必須特許 (Standard Essential Patent: SEP) に関する紛争解決を目的とした新たな専門調停制度を導入した。無線通信の分野などにおける標準規格の実施に不可欠な特許である標準必須特許 (SEP) を巡る国際的な特許紛争などを迅速に解決することを目指している。

調停制度の開始に伴い、東京地裁知的財産権部は、早期決着に向け、和解を前提とした「標準必須特許 (SEP) に基づく特許権侵害訴訟の審理要領」も公表した。

SEPを巡るライセンス交渉や紛争は、これまで通信事業者間で行われることが中心だっ

たが、IoTの普及により、通信事業者以外の異業種間でのライセンス交渉や訴訟が増えている。

一方、近年、SEPのライセンス料の高額化や、複数の特許が絡み合うことによる訴訟の複雑化や長期化などが課題となっている。

今回導入された調停制度では、訴訟であれば、通常、数年を要するところを、半年（原則3回の調停）での合意を目指している。迅速な合意を得られれば、企業のコストや時間の負担が大幅に軽減することができる。

また、日本の特許だけでなく、全世界のライセンス契約をパッケージで解決できるよう設計されている。

調停員は、裁判官1名と弁護士等の専門家2名という3名の構成で企業間の合意形成を促す。

## 「特許満了医薬品」の製造受託 大塚製薬と東和薬品が連携

大塚製薬と後発薬大手の東和薬品は、特許期間が満了した医薬品の安定供給に向けて連携すると発表した。

大塚製薬が保有する特許期間が満了した医薬品の一部について、東和薬品が製造受託することで合意した。生産集約による効率化や相互支援を通じて、医薬品の安定供給に向けた体制を構築するとしている。

一般的に先発医薬品メーカーと後発医薬品メーカーは、競合関係にあることから、両者が連携するケースは珍しいとされる。

特許が切れた医薬品は、薬価引き下げと後発医薬品との競合で、採算が厳しくなることから、後発メーカーに製造の一部を委ねることで負担を抑えることができる。

一方、後発メーカーにとっては、製造受託を通じて新薬メーカーが蓄積してきた製造技術や品質管理に関するノウハウを活用できるというメリットがある。

解説

進歩性の判断（動機付けの有無）  
知的財産高等裁判所 令和7年（行ケ）  
第10039号 特許取消決定取消請求事件  
令和8年1月15日判決言渡

第1 事案の概要

原告は、発明の名称を「活性エネルギー線硬化性樹脂組成物、ハードコート積層フィルム、及びガラス外貼り用フィルム」とする特許第7353441号（本件特許）の特許権者である。

本件特許につき特許異議の申立てがされ（異議2024-700281号）、原告は特許請求の範囲を訂正する訂正請求をし、特許庁は、訂正を認めた上で、進歩性を欠くことを理由として、「特許第7353441号の請求項1～7、9、10に係る特許を取り消す。特許第7353441号の請求項8に係る特許を維持する。」との決定（本件決定）を下した。

原告が、本件決定のうち特許を取り消した部分の取消しを求める本件訴訟を提起したものである。

訂正後の請求項1に係る発明（本件訂正発明1）について、本件決定では「本件訂正発明1は、主引用発明である（特開2013-216774号公報（甲2）記載の甲2発明及び、副引用文献である特開2001-246687号公報（甲1）に記載されている事項（甲1記載事項）に基づいて当事者が容易に発明できたものである」としていた。

ここでは、原告が主張した「取消事由1（本件訂正発明1の進歩性判断の誤り）」についての知財高裁の判断部分を紹介する。

第2 判決

- 1 特許庁が異議2024-700281号事件について令和7年3月21日にした決定のうち、特許第7353441号の請求項1から7まで、9及び10に係る特許を取り消した部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

本件訂正発明1と甲2発明とを対比すると、本件決定が認定したおりの以下の一致点並びに相違点1及び2が認められる。

<一致点>

「実使用状態において太陽光が入射する側の表面から順に、ハードコート、アンカーコート、及び樹脂フィルムの層を有し；上記ハードコートは、実使用状態において太陽光が入射する側の表面を形成する、ハードコート積層フィルム。」

<相違点1>

本件訂正発明1は「上記ハードコートは、1分子中にベンゾトリアゾール骨格、トリアジン骨格、及びベンゾフェノン骨格からなる群から選択される1種以上の骨格を1個以上有する（メタ）アクリレートに由来する構成単位を、全構成モノマーに由来する構成単位の総和を100モル%として、1モル%以上の量で含む（A）重合体を含む第1の塗料からなり、〔（但し、上記ハードコートから、樹脂成分として有機骨格に無機成分が結合した有機無機複合体を含むものを除く）〕のに対して、甲2発明は「ハードコート層」が「最大吸収波長が200nm以上360nm未満である紫外線吸収剤および樹脂成分を含」み、「前記ハードコート層における紫外線吸収剤が、前記樹脂成分と結合してなる」点。

<相違点2>

本件訂正発明1は「上記アンカーコートは、1分子中にベンゾトリアゾール骨格、トリアジン骨格、及びベンゾフェノン骨格からなる群から選択される1種以上の骨格を1個以上有する（メタ）アクリレートに由来する構成単位を、全構成モノマーに由来する構成単位の総和を100モル%として、1モル%以上の量で含む（P）重合体を含む第2の塗料からなり；ここで、上記（P）重合体から、反応性シリル基を有するモノマーを、全モノマー成分を100質量%として、50～90質量%の量で重合してなるものを除くものとする」のに対して、甲2発明は「アンカーコート層」が「最大吸収波長が360nm以上400nm以下である紫外線吸収剤を含む」点。

<原告の主張>

原告は、相違点2について、甲2発明においてアンカーコー

ト層に含ませる紫外線吸収剤の最大吸収波長が「360nm以上400nm以下」であることは必須の構成であり、これを失わせることは甲2発明の目的を失わせるものであるから、当事者は、最大吸収波長の数値範囲を必須の構成とする甲2発明に、最大吸収波長の記載がない甲1吸収剤を採用しようと試みることはないから、甲2発明に甲1記載事項を適用する動機付けはないと主張する。

<甲2発明>

そこで検討すると、甲2の記載によると、次の点を指摘することができ。

甲2発明は、紫外線の吸収特性、熱線の吸収特性、耐傷付き性、透明性、耐候性、塗膜密着性に優れるガラス外貼り用フィルムを提供することを課題とし、これを解決するため、ポリエチレンテレフタレートフィルムの方の面にアンカーコート層及びハードコート層を積層し、他方の面に熱線吸収剤を含む裏面コート層及び粘着層を積層したガラス外貼り用フィルムにおいて、ポリエチレンテレフタレートフィルム、アンカーコート層及びハードコート層の全てに紫外線吸収剤を配合するとともに、紫外線吸収剤の最大吸収波長を各層で特定範囲、具体的には、アンカーコート層において360nm以上400nm以下、ハードコート層において200nm以上360nm未満に設定し、かつ、ハードコート層において紫外線吸収剤が樹脂成分と結合してなる構成としたものである。

ここで、甲2には、アンカーコートに用いる紫外線吸収剤としては、最大吸収波長が360nm以上400nm以下であるものの中から適宜選択すればよいが、ベンゾフェノン系が好ましい旨が記載されている。

<甲1記載事項>

他方、甲1には、実施例として、ポリエチレンテレフタレートフィルムの片面にA層（紫外線吸収層）及びB層（耐候性表面硬化層）を順に積層し、A層の塗料組成物として「2-（2-ヒドロキシ-5-メタクリロキシエチルフェニル）-2H-ベンゾトリアゾール（30wt%）共重合メチルメタクリレート」（これは、相違点2に係る本件訂正発明1の「ベンゾトリアゾール骨格、トリアジン骨格、及びベンゾフェノン骨格からなる群から選択される1種以上の骨格を1個以上有する（メタ）アクリレートに由来する構成単位」に当たる。）が含まれる構成の光触媒コート用積層フィルムが記載されているが、甲1には、紫外線吸収剤に相当する「2-（2-ヒドロキシ-5-メタクリロキシエチルフェニル）-2H-ベンゾトリアゾール」（甲1吸収剤）の最大吸収波長を読み取ることができる記載はない。

<論理付け>

そうすると、アンカーコートに用いる紫外線吸収剤として、最大吸収波長が360nm以上400nm以下であるものの中から適宜選択すればよいとされる甲2発明に接した当事者が甲1の記載に接したとしても、最大吸収波長が明らかではない甲1吸収剤を、甲2発明のアンカーコートに用いる紫外線吸収剤として採用する動機付けがあるとはいえず、これを左右する技術常識等も認められない。

よって、当事者が、本件優先日当時、甲2発明及び甲1の記載に基づいて、相違点2に係る本件訂正発明1の構成に容易に想到できたということではなく、これを容易に想到できるとした本件決定には誤りがある。

第4 考察

特許審査基準では、主引用発明（A）に副引用発明（B）を適用したとすれば、請求項に係る発明（A+B）に到達する場合には、その適用を試みる動機付けがあることは、進歩性が否定される方向に働く要素となし、主引用発明に副引用発明を適用する動機付けの有無は、(1) 技術分野の関連性、(2) 課題の共通性、(3) 作用、機能の共通性、(4) 引用発明の内容中の示唆という、動機付けとなり得る観点を総合考慮して判断される、としている。

本判決は、動機付けの有無についての検討を行っている。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

# 先端技術分野の開発などを支援 経済安全保障推進法の改正案

## ■政府■

政府は、経済安全保障推進法の改正案を今国会に提出する方針だ。

日本を取り巻く安全保障環境、生成AI（人工知能）をはじめとした先端技術の開発競争の激化を背景に、2022年に制定した経済安全保障推進法を初めて改正し、実効性を強化する狙い。

経済安全保障推進法（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律）は、主に以下の4つの制度で構成されている。

- ①国民生活に重要な特定の物資の安定供給を確保する制度
- ②電気・ガスなどの基幹インフラの安定的な稼働を外部の妨害から守る制度

- ③国民生活や経済活動において重要になる先端技術の研究開発を促進する制度
- ④一部の機微な分野において特許出願を非公開とする制度

改正案では、物流の要である港湾やAI開発に不可欠なデータセンターの整備などを念頭に「特定海外事業」を設定し、支援する。海外事業で損失が発生した場合、国際協力銀行（JBIC）が他の投資家よりも先に引き受ける「劣後出資」という仕組みで融資を可能とする。研究開発から国内外での事業展開まで国費による補助を通じて、日本の技術的優位を目指す。造船事業、高速通信規格「5G」の海外事業などを想定している。

このほか、安定的な供給が滞れば社会・経済への影響が大きい「特定重要物資」について、これまで重要鉱物や半導体、蓄電池など12物資が指定されているが、新たに「船体を構成する部品」「無人航空機（ドローン）」「人工衛星・ロケット部品」「磁気センサー」「人工呼吸器」が指定された。

### ●経済安全保障推進法の4本柱●

1	サプライチェーンの強靱化	海外依存率の高い半導体等の「特定重要物資」に対し、生産基盤の整備、調達先の多様化等の取り組みに財政支援を実施
2	基幹インフラの安全性・信頼性確保	電気・水道・空港等の特定インフラ事業へのサイバー攻撃等を防ぐため、設備や維持管理の導入計画を事前に審査
3	特定の先端技術分野の開発支援	宇宙・量子・AI等の特定技術の研究開発に対し情報提供・資金支援を実施。官民協議会を設置、調査研究業務を委託
4	特許の非公開化	機微な技術の公開や情報流出を防止するため、保全審査を実施の上、発明内容の開示や発明の実施を制限

出典：内閣府「経済安全保障推進法の概要」

## ■ビ・ジ・ネ・ス・ヒン・ト

# 令和8年度外国出願補助金 第2回公募開始（INPIT）

INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）は、3月2日から令和8年度「外国出願補助金」（第2回）の募集を下記のとおり開始した。

### 【公募期間】

令和8年3月2日（月）から3月23日（月）17：00まで

### 【助成概要】

外国での特許、実用新案、意匠又は商標の出願・権利化を予定している中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等に対し、外国出願に要する費用の1/2を助成。

既に日本国特許庁に対して行っている出願

について、パリ条約に基づく優先権を主張して外国特許庁等へ出願するもの等が補助対象。

### 【対象経費】

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等

### 【補助率・上限額】

- ・補助率：1/2
- ・上限額 1企業あたり：300万円（※大学等は1法人当たりの上限額なし）  
1案件あたり：特許 150万円  
実用新案・意匠・商標 それぞれ60万円  
冒認対策商標 30万円（冒認対策商標とは、冒認出願の対策を目的とした商標出願）

詳細はINPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）のウェブサイト

<https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/index.html>

# 審 決 紹 介

本願商標「陽暉楼」は、商標法第4条第1項第7号に該当しない、と判断された事例（不服2025-9764、令和7年12月23日審決）

## 1 手続の経緯

本願は、令和6年5月15日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和6年12月5日付け：拒絶理由通知書
- 令和7年1月20日：意見書の提出
- 令和7年3月25日付け：拒絶査定
- 令和7年6月24日：審判請求書の提出

## 2 本願商標

本願商標は、「陽暉楼」の文字を標準文字で表してなり、第43類「飲食物の提供、日本料理を主とする飲食物の提供、宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、会議室の貸与、展示施設の貸与、おしぼりの貸与、タオルの貸与」を指定役務として登録出願されたものである。

## 3 原査定の拒絶の理由の要点

本願商標は、「陽暉楼」の文字を標準文字で表してなるところ、これは、宮尾登美子氏の小説の題号と認められるものである。

ところで、先人から受け継がれている貴重な財産として、歴史的・文化的・伝統的価値を有し、豊かな文化の象徴となっている有形・無形の文化的所産、遺跡、自然等（以下、これらを総称して「文化的所産等」という。）は、国家や当該文化的所産等の関係者にとって重要な資産、資源であり、その名称は強い顧客吸引力を發揮すると考えられるところ、陽暉楼は、宮尾登美子氏の小説の題号として著名な小説であるといえるから、当該名称は強い顧客吸引力を發揮するものというのが相当である。

そうすると、当該文化的所産等に係る商標を、一私人である出願人の商標としてその登録を認めるとは、社会公共の利益や社会の一般的道徳観念に反するものとみるのが相当である。

したがって、本願商標は商標法第4条第1項第7号に該当する。

## 4 当審の判断

本願商標は、「陽暉楼」の文字を標準文字で表してなるところ、これは、原審示のとおり、1976年に刊行された宮尾登美子著の小説の題号であり、また、当該小説を原作とする1983年公開の日本映画の題号であるから、小説や映画の愛好者の間では、これらの作品を認識させる場合があり得る。

しかしながら、当審において職権で調査するも、「陽暉楼」の文字を商標として採択することが公益上妥当でないとする特段の事情を見いだすことはできなかった。

また、本願商標が、特定の者の業務に係る商品又は役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されていたと認めるに足りる事実や、本願商標の登録出願の経緯に著しく社会的相当性を欠くといえるような根拠となる事実を見いだすこともできなかった。

さらに、本願商標は、その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激又は他人に不快な印象を与えるような構成でないことは明らかであり、かつ、本願商標をその指定役務に使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものではなく、加えて、他の法律によって、その使用が禁止されているものとするべき事実も認められず、特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反するものでもない。

その他、本願商標が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標と認めるに足りる具体的事実や特段の事情は見いだせない。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当するもので

はないから、本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標（別掲）は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2025-11185、令和7年12月18日審決）

## 1 手続の経緯

本願は、令和6年5月27日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和6年11月11日付け：拒絶理由通知書
- 令和7年1月23日：意見書の提出
- 令和7年4月18日付け：拒絶査定
- 令和7年7月17日：審判請求書、手続補正書の提出

別掲 本願商標



## 2 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成よりなり、第30類に属する願書に記載のとおり商品指定商品として登録出願され、その後、本願の指定商品は、上記1の手続補正書により、第30類「パン、ロールパン、マーガリンを充填したロールパン、バターロールパン、マーガリンを充填したバターロールパン、レーズン入りロールパン、レーズン入りバターロールパン、マーガリンを充填したレーズン入りバターロールパン、黒糖を使用したロールパン、黒糖を使用しマーガリンを充填したロールパン、黒糖を使用したパン」に補正されたものである。

## 3 原査定の拒絶の理由（要旨）

本願商標は、「ネオ」の文字を太字で横書きしてなるところ、該文字は「新しい」の意を表す接頭辞の意味を有する。

また、本願商標は太字でややデザイン化されているものの、食品を取り扱う業界において、同程度の文字のデザイン化、レタリング化は一般に広く行われているから、格別な特殊な態様からなるものということではなく、本願商標は、全体として、いまだ普通に用いられる態様の域を脱していない表現方法よりなるものとみるのが相当である。

そして、食品を取り扱う業界において、「ネオ」の文字や、その欧文字表記である「NEO」の文字が、「新しい」又は「もとのものに手を入れて新しくした」程の意味合いを表示する語として、広く採択・使用されている実情がある。

そうすると、本願商標をその指定商品に使用するとき、これに接する取引者・需要者は、商品が「新しい」ものであること、又は「もとのものに手を入れて新しくした」ものであること、すなわち、単に商品の品質又は特徴を普通に用いられる方法で表示したものととして認識するにとどまるというべきである。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

## 4 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり、筆文字風の太字でデザイン化された書体で、「ネ」の文字をやや大きく表した「ネオ」の文字を横書きにした、特徴的な構成態様からなる商標といえる。

そうすると、本願商標の構成が「新しい」の意を表す接頭辞である「ネオ」の文字からなるとしても、上記のとおり、全体として特徴的な構成態様をもって表された本願商標は、普通の書体の文字のみからなる「ネオ」の表示とは趣を異にするから、単に普通に用いられる方法で表示してなるものとはいえないものである。

してみれば、本願商標は、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標とはいえず、自他商品識別標識としての機能を果たし得るものであるといえるのが相当である。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

# お し ら せ

## ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和41(1966)年	商標登録第715115号～第718428号
〃 51(1976)年	商標登録第1211727号～第1215794号
〃 61(1986)年	商標登録第1880006号～第1887000号
平成8(1996)年	商標登録第2715494号～第2716015号
平成8(1996)年	商標登録第3183401号～第3194400号
平成18(2006)年	商標登録第4974627号～第4982510号
平成28(2016)年	商標登録第5871043号～第5877640号

各年の8月1日～8月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

## ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和5年4月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは3月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

## ●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和7年12月分	82,188	14,410
前 年 比	269%	102%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。